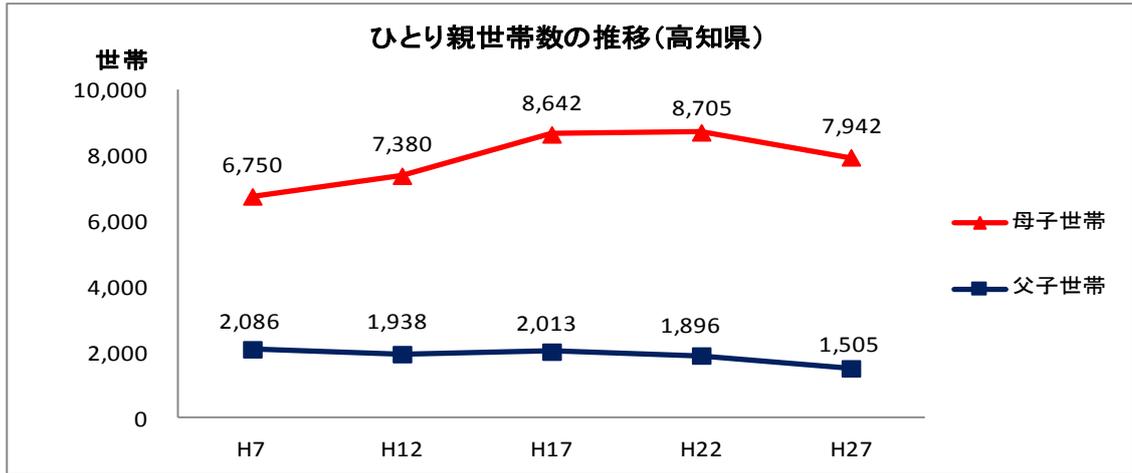


高知県のひとり親家庭等の現状と課題

1 高知県のひとり親家庭等の現状

(1) 高知県のひとり親家庭の推移、離婚件数の推移

平成 27 年国勢調査によると、本県の母子世帯は 7,942 世帯、父子世帯は 1,505 世帯となっています。世帯数の推移をみると、母子世帯、父子世帯ともに減少しています。

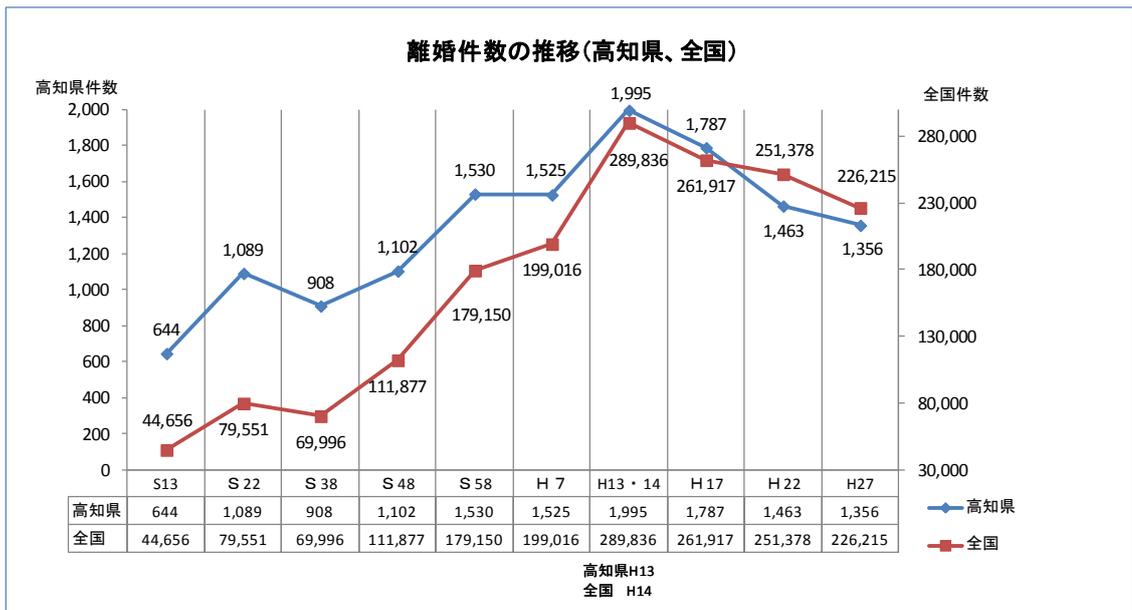


出典：国勢調査（総務省）

本県の離婚件数の推移は、最少であった昭和13年の644件以降、増加傾向にあり、昭和58年には1,500件を越え、平成13年が最も多い1,995件となっています。

しかし、その後は減少し、平成27年には1,356件となっています。

また、全国の離婚件数も、増加傾向にありましたが、平成14年の28万9,836件をピークに減少し、平成27年には22万6,215件と、本県と同様に減少傾向が続いています。



出典：人口動態統計（厚生労働省）

2 第二次計画の基本的な方向別に見た課題

(1) 就業支援

ア 第二次計画の進捗状況

①就業のための支援

- ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいては、就業相談、就業情報の提供、就業のあっせん、移動相談、求人開拓などの就業支援を実施してきました。センターの周知不足や、ハローワークがひとり親への支援を強化していること、高知家の女性しごと応援室など同様の就業支援機関が増えていること、また、相談者は転職希望者が多く、条件に合う求人が見つからず転職に至らなかったことなどにより、就職者数は、目標を下回っています。
- 児童扶養手当受給者の自立に向けて、受給者のニーズに応じた就業支援等の支援メニューを組合せた自立支援プログラムを策定し、ハローワークと連携して支援を実施しました。プログラムの利用希望者が少なく、3名の申込みに対して、1名は職業訓練へつなぎ、2名のみの就職となっています。

区分	H23 実績	H27 実績	H28 目標
相談件数	1,522 件	1,111 件	
就職者数	109 人	60 人	150 人
移動相談	19 回	21 回	25 回
県臨時的任用職員等の雇用に関する求人情報提供件数	376 件	350 件	
自立支援プログラム策定による就職決定者数	26 人	2 人	40 人

②資格や技能の取得への支援

- 資格や技能の取得に向けて、講座等を受講しやすいよう、自立支援教育訓練給付費補助、高等職業訓練促進給付費補助、母子父子寡婦福祉資金貸付制度による資金面での支援を行いました。また、ひとり親家庭等就業・自立支援センターでは、就職に役立つパソコン講座の開催や、初心者向けパソコン講習などを実施しました。
- 公共職業訓練の実施については、母子家庭の母等が優先的に職業訓練を受講できるようにするため、離職者訓練の定員の中に優先枠（1～2名）を設定（約10コース）してきました。

区分	H23 実績	H27 実績	H28 目標
自立支援教育訓練給付費利用者数	6 人	6 人	36 人
高等職業訓練促進給付費利用者数	156 人	82 人	180 人
就業支援講座開催回数	1 回	3 回	2 回
公共職業訓練の実施による就職者数	8 人	8 人	

③事業主への啓発

○事業主に対して、企業訪問等によりひとり親家庭の雇用について、理解を深めてもらうための啓発活動や助成制度の広報に取り組むとともに、求人開拓による雇用機会の確保に取り組みました。

区分	H23 実績	H27 実績	H28 目標
企業訪問等開拓による求人登録件数	399 件	545 件	450 件

イ 高知県ひとり親家庭実態調査等の結果

○母子家庭の正規雇用は進んでいるものの、父子家庭との差は大きい。

親の就業率

- ・母子家庭 H27： 92.0%
- ・父子家庭 H27： 89.2%

勤務先での正規雇用率

- ・母子家庭 H22：49.5% ⇒ H27：56.7%
- ・父子家庭 H22：74.7% ⇒ H27：87.5%

○仕事に関して望む支援は、「技術・資格取得の支援」の要望が最も多い。

技術・資格取得の支援を希望する率

- ・母子家庭 H22：33.2% ⇒ H27：32.5%
- ・父子家庭 H22：19.2% ⇒ H27：24.2%

【関係団体の意見】

- ・就労は、資格がないと厳しい。
- ・就職時の身元保証人の確保が困難な場合、就職が難しい。

ウ 課題

- ①□ひとり親家庭の自立のためには、まずは、安定した就業に就き、経済的に安定することが重要であることから、ひとり親家庭等就業・自立支援センターの広報を充実するとともに、ハローワークや高知家の女性しごと応援室との連携をさらに強め、就業相談や、就業情報の提供、就業のあっせんなど相談者のニーズに応じたきめ細かな支援を、これまで以上に強化して取り組む必要があります。その際には、転職希望者が多いという状況も踏まえて対応する必要があります。
- ② 自立支援プログラム策定による支援については、利用率があがらない要因として、周知不足が考えられることから、児童扶養手当の現況届等を市町村窓口に提出するタイミングなどを通じて、確実に情報を届ける必要があります。
- ③ 母子家庭の正規雇用率はまだまだ低く、その要因として、就業経験の不足や、十分な技能を有していないことなどが考えられることから、就職に結びつきやすい資格や技能の取得を促進することが必要です。高等職業訓練促進給付費補助の利用者が減少していることも踏まえ、引き続き、制度の周知を充実するとともに、対象資格の拡大などに取り

組む必要があります。また、公共職業訓練は、巡回就職支援指導員の就職支援により、就職率が上昇傾向となっていることから、引き続き、公共職業訓練での優先枠の設定など、より良い条件の仕事に就くことができる支援が必要です。

- ④ 事業主への啓発は、企業訪問等による求人登録件数は増加しているものの、就職者数には結びついていないという実態があることから、ひとり親家庭のニーズを踏まえて取り組む必要があります。

(2) 経済的支援

ア 第二次計画の進捗状況

①経済的支援の充実

- ひとり親家庭等が安定した生活を送ることができるようにするため、児童扶養手当制度、母子父子寡婦福祉資金制度、ひとり親家庭医療費助成制度の情報提供を行うとともに、給付、貸付、助成を行ってきました。

区分	H23 実績	H27 実績	H28 目標
児童扶養手当受給者数	9,053 人	8,432 人	
母子父子寡婦福祉資金貸付件数	272 件	148 件	
ひとり親家庭医療費助成受給者数	17,373 人	15,845 人	

②養育費確保のための支援

- ひとり親家庭等就業・自立支援センターにおいて、司法書士による養育費に関する専門相談を実施してきました。

区分	H23 実績	H27 実績	H28 目標
専門相談実施回数	17 回	24 回	24 回

イ 高知県ひとり親家庭実態調査等の結果

- 自身の年間就労収入が 200 万円未満の世帯は減少しているものの、母子家庭は過半数を占めている。

自身の年間就労収入が 200 万円未満の世帯率

- ・母子家庭 H22 : 67.4% ⇒ H27 : 56.8%
- ・父子家庭 H22 : 41.7% ⇒ H27 : 28.5%

- 家計が“苦しい”と感じている世帯は7割を超えている。

家計が“苦しい”と感じている世帯の割合

- ・母子家庭 H27 : 75.6%
- ・父子家庭 H27 : 73.1%

- 養育費を受けている世帯は増えているものの、割合が少ない。

養育費受給率

- ・母子家庭 H22 : 16.8% ⇒ H27 : 22.1%
- ・父子家庭 H22 : 2.6% ⇒ H27 : 4.2%

【関係団体の意見】

・4カ月ごとに支給される児童扶養手当は、家計管理が難しい。

ウ 課題

- ① 母子家庭の年間就労収入は、200万円未満の世帯が56.8%となっているなど、家計が苦しいと感じている割合が、母子家庭で7割を超えていることから、就業のための支援を行うとともに、児童扶養手当の現況届等を市町村の窓口に提出するタイミングなどを通じて、母子父子寡婦福祉資金の貸付や児童扶養手当などの経済的な支援に関する情報を確実に届ける必要があります。特に、母子父子寡婦福祉資金については、平成26年10月から父子家庭も対象となっていますが、利用者が少ないことから、母子家庭はもちろん、父子家庭に対する制度の周知が必要です。
- ② 養育費を受けている世帯は依然として少ないことから、養育費を受けることにより、安心した生活を送ることができるよう、経済的に厳しい状況にある母子家庭等の養育費の確保に向けた相談機能の充実や、離別した親との面会交流への支援などを進めていく必要があります。
- ③ 児童扶養手当の支給月については、現在、国において議論されていることから、その動向を注視し、必要に応じて、国等への政策提言を行う必要があります。

(3) 日常生活支援

ア 第二次計画の進捗状況

①保育・子育て支援の充実

- 平成27年度より子ども・子育て支援新制度がスタートし、市町村が「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づいて行う延長保育、一時預かり、病児保育、子育て短期支援事業などの事業に対しての支援を行っています。
- 「放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブや放課後子ども教室は、現在、32市町村で、全小学校区の約94%で実施されています。
- 地域子育て支援センター等の拡充を図るため、センターの運営や取り組みに対する補助や、子育て支援の従事者への研修会を開催するなど、地域における子育て支援体制の機能の充実強化に取り組み、現在、23市町村に45ヶ所設置されています。
- 母子生活支援施設に入所している方の、こころとからだの生活の安定を図るための援助を進め、自立に向けた、日常生活や就労の支援、子育て支援を行っています。

区分	H23 実績	H27 実績	H28 目標
延長保育	97 か所	139 か所	117 か所※
休日保育	1 か所	11 か所	8 か所※
一時預かり	31 か所	70 か所	35 か所※
病児保育	7 か所	8 か所	13 か所※

子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	1 市	1 市	1 市
子育て短期支援事業（ショートステイ）	15 市町村	26 市町村	17 市町村
放課後児童クラブ、放課後子ども教室	200 か所	316 か所	
地域子育て支援センター	39 か所	44 か所	45 か所※

※は高知県次世代育成支援行動計画のH26年度目標値

②住宅確保のための支援

- 県営住宅の入居者選考において、ひとり親家庭への優遇措置を講じているものの、募集戸数に限りがあることや、高齢者や障害者世帯にも優遇措置を講じていることから、現状では、全てのひとり親家庭の入居希望には応えることができていない状況です。

イ 高知県ひとり親家庭実態調査等の結果

○小学校入学前の子どもが保育所等の施設を利用している割合が高い。

- ・母子家庭 H27： 87.7%
- ・父子家庭 H27： 72.5%

○帰宅時間は、「午後6時～午後8時までの間」が最も多い。

- ・母子家庭 ①午後6時～午後8時までの間 44.5% ②午後6時以前 35.3%
- ・父子家庭 ①午後6時～午後8時までの間 49.5% ②午後6時以前 26.1%

○子どもが病気のとき、主に世話をする者は「自分」が最も多い。

子どもが病気のとき、自分が主に世話をする世帯の割合

- ・母子家庭 H22： 70.4% ⇒ H27： 71.2%
- ・父子家庭 H22： 45.4% ⇒ H27： 54.4%

【関係団体の意見】

- ・放課後児童クラブのほとんどが土曜日に預かってもらえないので、保育所から小学校に上がると仕事を変えざるを得ない。
- ・ファミリー・サポート・センターは、利用料が高くて、利用しづらい。

ウ 課題

- ① 保護者のニーズに合った、きめ細かな支援を充実するため、引き続き、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づき市町村が実施する事業に対して支援を行う必要があります。特に、親の帰宅時間をみると「午後6時～午後8時の間」が最も多くなっていること、子どもが病気のときの世話は、父又は母自身が行う世帯が最も多いことから、延長保育や、病児保育、ファミリー・サポート・センターなど、多様な保育サービスの充実を図る必要があります。
- ② ファミリー・サポート・センターにおけるひとり親家庭等の利用支援を、市町村にさらに周知する必要があります。
- ③ 放課後児童クラブを土曜日にも実施する市町村への支援を行っていますが、人員確保が困難

等の理由により、保護者等のニーズに応えることができていない市町村もあります。引き続き、放課後児童クラブ等の取組内容の充実を、市町村に働きかける必要があります。

④ これらに加えて、一人で過ごす時間が多い子どもたちに対しての居場所づくりが必要です。

(4) 情報提供、相談支援

ア 第二次計画の進捗状況

①相談機能の充実、強化

○就業などのさまざまな支援を推進していくため、関係機関との情報共有や連携により、求人情報など、ひとり親家庭等の方へ、就職情報や、相談機関等の情報提供を行いました。また、個別の相談への支援にも取り組むとともに、ひとり親家庭を支えていただいている関係者の資質の向上を図る研修会を開催しました。

②情報提供機能の充実

○ひとり親家庭のほとんどが、生活費のこと、子どものこと、仕事のことなど、多くの悩みや不安を抱えているため、ひとり親家庭等への啓発冊子「ひとり親家庭等福祉のしおり」を作成し、市町村と連携してひとり親家庭への配付や、各家庭を見守っている保育所や学校関係など関係機関に配付し、相談窓口や各種制度の周知を行いました。

イ 高知県ひとり親家庭実態調査等の結果

○母子家庭、父子家庭とも認知度が低い。さらに、母子家庭の認知度の低さが悪化している。

制度を知らない割合

	母子		父子	
	H22	H27	H22	H27
児童扶養手当	4.3%	4.0%	27.0%	13.4%
ひとり親家庭医療費助成事業	10.7%	10.0%	43.5%	33.2%
母子家庭等就業・自立支援センター就業支援事業	39.1%	36.5%	77.2%	63.3%
高等職業訓練促進給付金	45.9%	53.5%	-	68.0%
母子父子寡婦福祉資金貸付制度	44.0%	48.6%	-	61.2%

ウ 課題

- ① 平成 27 年度ひとり親家庭実態調査において、前回の調査時より、認知度が低下している制度があるなど、ひとり親家庭に対する情報の提供が十分にできていないことから、離婚届提出時や児童扶養手当現況届提出時など、あらゆる機会を通じて、積極的に情報発信を行い、情報を確実に届ける必要があります。
- ② 相談の場面においては、それぞれの悩みや課題に対して、多様な支援メニューをお伝えするとともに、必要に応じて、他の支援機関につなげるなど、総合的な支援を行う相談支援体制を整える必要があります。